

※国の基本指針を基にした、現時点で考えられるおおよそのイメージ

## 上越市子ども・子育て支援事業計画 構成案について

### 第1章 計画の概要

#### 1 計画策定の趣旨と背景

○これまでの取り組みや新制度の説明などを記載

#### 2 計画の法的根拠と位置付け

○計画の法的根拠や他の行政計画などとの関係について記載

#### 3 計画の期間

○平成27年度から平成31年度までの5年間

### 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

#### 1 統計による上越市の現状

○人口、出生数の推移、婚姻・離婚の推移、保育園の状況を記載

#### 2 アンケート結果について

○ニーズ調査結果の概要を記載

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1 計画の基本理念

○子ども・子育て支援法の目的、国の基本指針における「子ども・子育て支援の意義」や「上越市子ども未来応援プラン」（次世代育成支援対策行動計画）などの基本理念を踏まえて検討

#### 2 計画の基本的な視点

○基本理念を実現するための視点などを記載

### 第4章 施策の展開

#### 1 教育・保育提供区域の設定 《必須記載事項》

○地理的条件、人口、教育・保育施設の利用状況などを総合的に勘案して、保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域「教育・保育提供区域」を設定し、記載

#### 2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期 《必須記載事項》

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

(2) 教育・保育の提供体制の確保内容及び実施時期

【イメージ】

	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	教育標準 時間認定 (1号認定)	満3歳以上 保育認定 (2号認定)	満3歳未満保育認定 (3号認定)		教育標準 時間認定 (1号認定)	満3歳以上 保育認定 (2号認定)	満3歳未満保育認定 (3号認定)		教育標準 時間認定 (1号認定)	満3歳以上 保育認定 (2号認定)	満3歳未満保育認定 (3号認定)	
			0歳児	1-2歳児			0歳児	1-2歳児			0歳児	1-2歳児
①量の見込み (必要利用定員総数)	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人
② 内 確 保 の 容 保 の	認定こども園、保育園、幼稚園 (教育・保育施設)	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人
	地域型保育事業			○人	○人			○人	○人			○人
②-① (過不足)	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人
満3歳未満の子どもの総数に占める 第3号認定の利用定員数の割合(保育利用率)			○%				○%				○%	

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保内容・実施時期

《必須記載事項》

【イメージ】

地域子育て支援拠点事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	○人（△か所）	○人（△か所）	○人（△か所）
②確保の内容	○人（△か所）	○人（△か所）	○人（△か所）
②-①	○人（△か所）	○人（△か所）	○人（△か所）

放課後児童健全育成事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①量の見込み（必要利用定員総数） （低学年と高学年に分けて記載も可能）	○人（△か所）	○人（△か所）	○人（△か所）
②確保の内容 （低学年と高学年に分けて記載も可能）	○人（△か所）	○人（△か所）	○人（△か所）
②-① （低学年と高学年に分けて記載も可能）	○人（△か所）	○人（△か所）	○人（△か所）

⋮  
各事業ごとに記載

#### 4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容 《必須記載事項》

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）を記載
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を記載
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進を記載
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携を記載

#### 5 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

《任意記載事項》

- 産前、産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供、相談支援等や教育・保育施設の計画的な整備等、市の実情に応じた施策を記載

#### 6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携 《任意記載事項》

- 児童虐待防止対策
- 社会的養護体制
- ひとり親家庭の自立支援
- 障がい児施策

#### 7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 《任意記載事項》

### 第5章 事業計画達成状況の点検及び評価の方法

- 各年度における事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を記載